

葦 崎 市

受益者負担の適正化方針



平成 28 年 5 月策定

平成 31 年 3 月改訂

令和 8 年 5 月改訂

チーム 葦崎

目 次

1	受益者負担の適正化方針の策定にあたり	
(1)	受益者負担とは	1
(2)	受益者負担の現状と課題	1
(3)	適正化方針	1
2	使用料にかかる受益者負担の基本的考え方	
(1)	原価計算の考え方	2
(2)	受益者負担割合の基本的考え方	3
(3)	適正価格の決定について	5
(4)	留意事項	5
3	手数料にかかる受益者負担の基本的考え方	
(1)	経費の範囲	7
(2)	受益者負担割合の基本的考え方	7
(3)	減免・免除の取扱い	7
4	実費徴収金にかかる受益者負担の基本的考え方	
(1)	実費徴収金とは	8
(2)	経費の範囲	8
(3)	受益者負担割合の基本的考え方	8
5	その他の受益者負担の基本的考え方	9
6	算定方法の透明化	9
7	激変緩和措置	9
8	原価の削減とサービス向上	9
9	使用料、手数料等の見直し周期	10

1 受益者負担の適正化方針の策定にあたり

(1) 受益者負担とは

文化ホールや体育館などの公共施設を運営していくには、人件費や光熱水費、維持補修費などの経費がかかります。

また、住民票や各種証明書の発行にも、人件費や用紙代、システム維持管理費などが必要です。

これらの経費について、それに充当する使用料や手数料を徴収しなければ、表面的には市民サービスが充実しているように思えますが、それでは維持管理等にかかる経費をすべて税込等の財源で賄うことになり、利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることになります。

このようなことから、特定の人々が公的なサービスを利用し、利益を享受する場合は、応分の対価を使用料及び手数料として負担していただき、利益を受けない人との負担の公平性を確保する必要があります。

これが「受益者負担」の原則であり、基本的な考え方です。

なお、地方自治法第 225 条（使用料）及び第 227 条（手数料）等において、地方公共団体が「特に利益を受ける者から、その受益の限度において」使用料等を徴収することが認められております。

(2) 受益者負担の現状と課題

本市が現在徴収する使用料や手数料等につきましては、県内他市を参考として今日まであまり見直しがなされていない状況にあり（消費税率改定時には見直しを実施）、原価計算をもとに検討しているケースはなく、原価との乖離が生じているものと懸念されます。

このようなことから、本市では、平成 24 年 3 月に策定した「韮崎市行政改革大綱」において使用料及び手数料の見直しを実施項目として掲げ、平成 27 年 11 月に策定した「韮崎市公共施設等総合管理計画」においても受益者負担の考え方の確立を検討すると明記したところであります。

(3) 適正化方針

受益者負担は、税外収入として貴重な自主財源となっておりますが、公共サービスの費用負担をどこに求めるのか、税負担（行政の関与）をどこまで行うのかという税負担の公平性・公正性を確保することが求められております。

このことから、市民（受益者と非受益者）に理解が得られる適正な負担をお願いしていくために、次の段階による計算及び検討を経て、適正価格を決定していきます。

Step1 使用料・手数料等にかかる行政サービスの原価を、統一的な方針・見解により計算



Step2 行政サービス（行政関与）の内容により公費負担と受益者負担の割合を決定し、原価計算の結果に按分し、理論上の価格決定



Step3 最終的に、近隣自治体や類似施設の状況、政策的に配慮すべきもの等、諸々の条件を考慮して、適正価格決定（根拠を明確にして）

2 使用料にかかる受益者負担の基本的考え方

(1) 原価計算の考え方

民間においては、一般的に土地の取得、建物の建設費の資本的経費から人件費、施設の維持管理にかかる経費や減価償却費にいたるまでの原価構成費用を回収することを最低限として使用料等を設定していると考えられ、原則として、使用料の原価計算にあたっては、すべての経費を対象とすべきであります。

しかし、土地取得費、建設費（臨時的に発生した大規模改修等費用含む。）や減価償却費については、「市民全体の財産」の整備にかかる部分で、すべての市民に利用の機会を提供する観点から除外し、人件費、物件費、維持補修費の経常的な経費を対象として、次のとおり計算することとします。

① 人件費等

施設の維持管理や運営にかかる職員等の人件費、公民館長の委員報酬及び施設の維持管理や運営にかかる臨時職員等雇用賃金。

職員（管理職含む。）の平均給与等に対し、勤務割合や基準時間単価等により算出した費用に対し、利用可能時間等をもとに按分を行い算出します。

② 需用費その他

光熱水費、燃料費、印刷製本費、施設修繕費や清掃委託等の委託料といった経費。

経費の総額に対し、委託料や機器借上料といった年間委託契約を結ぶ経費については利用可能時間や利用可能人数等をもとに、その他の経費については実利用時間や実利用者数等をもとに按分し、さらに必要に応じて利用施設面積により按分を行い算出します。

なお、施設には事務室やトイレ・廊下等の共用施設がありますが、施設利用に必要なものであるため原価計算に含めて按分を行います。

※1 施設の維持管理や運営費にかかる費用に対し、国・県から補助があるような場合については、上記経費から控除して計算します。

※2 経費については、消費税率改定後の平成27年度経費を、利用者数については、過去3ヶ年平均または平成27年度実数の多い人数を選択し原価計算に用います。

(2) 受益者負担割合の基本的考え方

公の施設等の使用料の見直しにおいて、利用者の理解が得られる応分の負担を求めていくためには、施設の管理運営経費の精査や行政が関与すべき割合等の検証を行い、受益者負担の範囲や積算内容を明確にしなければなりません。

また、使用料等は、公の施設等の使用者、サービスの受益者等が必要な費用を負担するものであり、サービスの性質等の指針に基づき、次の9つに区分したうえで、原則として受益者負担率を設定します。

① サービスの性質による分類

第1段階として、「必需性」及び「市場性」について、サービス提供内容を施設ごとに分類します。

ア 「必需性」による分類

日常生活の必要性（選択的又は必需的）による区分は次のとおりです。

区分	必需的	選択的	
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	
公共性の強弱	必需的	選択的	
	1	2	3
施設分類	図書館、学校、高齢者福祉施設、庁舎等、消防施設、その他行政施設、公園、医療施設、上水道施設	交流施設、集会施設、観光施設、保育園、幼児・児童施設、その他社会福祉施設、市営住宅、下水道施設	文化施設、博物館等、スポーツ施設、保養施設、産業施設、定住促進住宅、市民駐車場、普通財産建物

イ 「市場性」による分類

民間による提供可能性（公益的又は市場的）による区分は次のとおりです。

区分	性質	公共性の強弱	施設分類
公益的 (非市場的)	収益性(採算性)が低く、民間による提供が困難な施設		① 図書館、学校、庁舎等、消防施設、 その他行政施設、公園、上水道施設、 下水道施設
市場的	収益性(採算性)が高く、民間により同種・類似のサービス提供が期待できる施設		② スポーツ施設、文化施設、交流施設、 集会施設、博物館等、観光施設 (宿泊除く)、幼児・児童施設
			③ 保養施設、産業施設、保育園、観光 (宿泊)施設、高齢者福祉施設、 その他社会福祉施設、市営住宅、定住 促進住宅、普通財産建物、市民駐車場、 医療施設

② 受益者負担率の考え方

このように施設の種類や性質に応じて、行政として負担する必要性の度合いが異なることから、サービスの性質(公共性の強弱)である「必需性」(日常生活上の必要性)、「市場性」(民間による提供の可能性)を各々3分割し、9分類としたうえで、負担割合については5段階(0%、25%、50%、75%、95%)に区分することとします。

この場合において、公共性が強い施設は、公共(行政)の関与性が強く、必要なコストを税で負担することが妥当であり、逆に公共性が低い施設は、税負担割合が低くなり、受益者の負担で賄う施設となります。

区分		必需性		
		3 選択的	2 両者の中間	1 必需的
市場性	① 非市場的	【50%】(3・①) 公園(ミニSL)	【25%】(2・①) 下水道施設(*1)	【0%】(1・①) 図書館 学校 庁舎等 消防施設 その他行政施設 公園(ミニSL除く) 上水道施設(*1)
	② 両者の中間	【75%】(3・②) スポーツ施設 文化施設 博物館等	【50%】(2・②) 交流施設 集会施設 観光施設(宿泊除く)	【25%】(1・②) 幼児・児童施設
	③ 市場的	【95%】(3・③) 保養施設 産業施設 市民駐車場 定住促進住宅(*3) 普通財産建物 市民農園	【75%】(2・③) 保育園(*2) 観光(宿泊)施設 その他社会福祉施設 市営住宅(*2、3)	【50%】(1・③) 高齢者福祉施設(*2) (老人福祉センターは対象) 医療施設(*1)

公共性 強

公共性 弱

③ 適用除外施設

次の理由により、受益者負担に対する基本的考え方に適さない施設については、本方針から適用除外とします。

(※1)上下水道、医療施設等は地方公営企業として独立採算を基本に運営されるものであり、当該特別会計の収支状況により、使用料等を検討すべきものであることから対象外とします。

(※2)高齢者福祉施設等は国等がその使用料の基準等を示しており、当該基準に基づいて使用料を検討することから対象外とします。

(※3)市営住宅における共用部分の維持管理にかかる経費については、公営住宅法第27条の規定に基づき、また、定住促進住宅についても、これに準じて、負担割合を100%とし、対象外とします。

(3) 適正価格の決定について

原価計算の算出後、受益者負担割合により求められた料金が理論上の適正対価であるものの、使用料等を最終的に決定するにあたっては、市民生活への影響や近隣自治体の類似施設との比較、市内の類似施設との均衡などを考慮することが必要です。

さらに、施設の設置目的や管理運営についての考え方、施設・設備の設置目的や立地条件、規模、老朽度合等を総合的に勘案したうえで、適正価格を決定します。

なお、10円未満の端数については、切捨てとします。

(4) 留意事項

① 利用者区分等の設定

施設の設置目的や使用者の状況等から利用者区分により使用料を設定する必要がある場合の負担率については、原則、下表により設定するものとします。

ただし、施設の個別事情により、下表の利用者区分以外に負担率を設定する場合は、施設の設置目的、利用者の状況等を考慮し、適正な使用料を設定します。

【利用者区分による負担率】

※通常料金に対して

区分	高校生	小中学生	幼児
負担率	75%	50%	10%
備考			就学前

② 市民以外の利用者の取扱い

本来、公の施設は、市民の利用に供することを目的として設置されており、市民以外が利用する場合には、市民の利用が制限されることになると考えられます。

また、受益と負担金の公平化、市民優遇の観点から、市民以外の利用者・団体の利用について使用料に区分を設定する場合は、通常料金の2倍に設定できるものとしします。

ただし、広域行政の観点から、北杜市・甲斐市にお住まいの方については、一部の施設について、韮崎市民と同じ料金で利用することができるものとしします。

③ 時間帯別・休日等の使用料

平日・昼間の割引料金の設定は、休日・夜間しか利用できない市民との公平性に問題もありますが、利用者が増加することによって、施設の設置目的が一層推進され、休日・夜間の混雑緩和にもつながるものと考え、各施設の時間帯・休日等の利用状況、利用実態を踏まえ、適切な料金を設定できることとしします。

④ 特別室の加算

貸し館施設のうち、調理室、トレーニング室、音楽室等で特別な設備を備えている施設については、それらの備品等の維持管理などのため、一般的な会議室よりも多額の経費が必要となります。

それらの使用料については、備品等の管理にかかる経費を経常的経費に加算し設定することができるものとしします。

⑤ 附帯設備料金

各施設で貸し出す備品や用具などの附帯設備については、無料とする施設があるなど、使用料がまちまちで統一されていない状況にありますが、受益者負担割合の基本的な考え方に基づき、適切に負担を求めるものとしします。

⑥ 無料施設の有料化

現在、無料としている施設については、施設の設置目的や利用状況を考慮するとともに、受益者負担割合の基本的な考え方に基づき、原価計算を実施したうえで、使用料徴収の適否について検討します。

⑦ 減額・免除の取扱い

使用料の減額・免除については、政策的で特例的な措置ではありますが、適用理由の拡大解釈がされてしまう可能性があります。

減額・免除制度を適用すると、その分の費用は「利用していない市民」の税から負担されることになってしまいます。

したがって、市民間の公平性を確保するためには、本制度があくまでも「受益者負担の原則」の例外として、真にやむをえないものに限定し、

次の基準のとおり適用していきます。

《減免基準》

- ・ 市、教育委員会が主催する事業等で使用する場合 免除
- ・ 市、教育委員会が共催する事業等で使用する場合 原則 50%減額
- ・ 当該施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で使用する場合 原則免除
- ・ 市立小中学校が教育目的で使用する場合 原則免除
- ・ 構成員の半数以上が障がい者の団体が使用する場合 原則 50%減額
- ・ その他、市長または教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、その理由を明確にしたうえで免除または減額

3 手数料にかかる受益者負担の基本的考え方

(1) 経費の範囲

証明書等の発行に要するすべての経費を受益者負担の対象とします。

具体的には、申請書用紙等の作成にかかる経費、証明書等用紙作成及び記載にかかる経費が想定され、人件費については、申請書等の受付から証明書等の交付、料金受領までの実作業に要する時間から職員給与等の平均単価により算出します。

電算にかかる費用については、行政が本来行うべきである業務（ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のための本来業務から派生した事務（証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者にかかる費用を計算します。

(2) 受益者負担割合の基本的考え方

証明書発行等にかかる事務手数料は、本来業務から特定の者の利益のために派生した事務にかかる経費であり、原価計算もその考え方に基づき行われることがふさわしいことから、受益者負担率は 100%とします。

なお、10円未満の端数については、切捨てとします。

(3) 減免・免除の取扱い

使用料と同様に、減額・免除について基準の統一化を図ることとし、次のとおりとします、

《減免基準》

- ・ 市、国、県が行政目的に必要なとき 免除
- ・ 法令等の規定に定められている場合 減額または免除
- ・ 生活保護などの公的扶助を受けている者及び天災等により負担が困難

な者で必要と認めるとき 減額または免除

- ・ その他、市長が特別の理由があると認めた場合は、その理由を明確にしたうえで免除または減額

4 実費徴収金にかかる受益者負担の基本的考え方

(1) 実費徴収金とは

実費徴収金は、使用料及び手数料のように市が定めた条例に基づく公権力により徴収するものではありません。

実費徴収金の基本的な法律関係は、私法上の契約関係であると解され、法令、条例、規則等に根拠を持たず、経費を回収するために実費を徴収するもので、主に、趣味的な教室、講座、大会などの参加費用が該当します。

(2) 経費の範囲

手数料と同様に全ての経費について、受益者負担の対象とします。

具体的には、募集用ピラ作成経費、講師等の謝金、材料費、会場等の使用料、保険料などであり、人件費については、教室、講座、大会開催にかかる実作業に要する時間から職員給与等の平均単価により算出します。

なお、国や県等からの補助があるような場合には、上記経費から控除して計算します。

(3) 受益者負担割合の基本的考え方

まず、教室、講座、大会等の行政サービスを「市が実施する必要があるのか」、「民間等が実施できないのか」などの行政関与の必要性について、原点に立ち返って検証が必要になります。

行政関与が必要である場合、実費徴収する金額についての設定根拠を明確にする必要があります。

また、実費徴収金については、教室、講座、大会等への参加申込による私法上の契約関係に基づき、特定の受益者からそのサービスに要する実費を徴収するものであるから、受益者負担割合は、100%とすることが基本であります。

しかしながら、行政関与が必要である多くの場合には、さまざまな施策を推進する必要性、場合によっては、多くの参加者が見込めなくても開催しなければならないこともあるため、次のとおり、対象者区分により受益者負担割合の原則を示し、各種事業ごとに受益者負担割合を決定していきます。

【対象者区分による負担率】

※総経費に対して

対象区分	幼児	小中学生・高齢者	高校生・一般
負担率	0～30%	30～70%	70～100%
備考	就学前	高齢者65歳以上	

5 その他の受益者負担の基本的考え方

使用料、手数料や実費徴収金以外の受益者負担にかかる事項については、上述した基本的考え方の内容を踏まえ、個別に適切に対応することとします。

なお、施設の目的外利用については、施設の有効活用と施設利用の拡大の観点から検討の余地があり、受益者負担率を原則として100%にするとともに、営利を目的とする商品の展示や展示販売をするような場合には、規定する使用料の2倍とします。

6 算定方法の透明化

市民に応分の負担を求めていくためには、受益者や市民の皆様にも、使用料や手数料等の算定方法を、施設の維持管理経費や受益者負担の考え方などの根拠を明確にしながら、わかりやすく説明する必要が求められます。

市ホームページや担当課の窓口等において、積極的に周知を図ってまいります。

7 激変緩和措置

使用料や手数料等の見直しにより、現行の使用料を大幅に上回る場合には、利用者の負担が急激に増加し、多大な影響を及ぼすことになり、施設の利用率を低下させる要因となりかねません。

現行使用料より著しく高額となる場合には、原則1.2倍を改定上限とし、定期的な見直しの時期に併せて段階的に改定するものとします。

また、手数料についての改定上限は原則1.5倍までとします。

なお、現行使用料より低額となり、民業を圧迫する恐れがある場合には、現行使用料に据え置きます。

8 原価の削減とサービス向上

市職員は、常にコスト意識をもった行政運営が求められております。

また、受益者負担の見直しを行うにあたって、維持管理経費や事務経費等を算定の基礎とするからには、市民への説明責任の観点から、また、市民との協働によるまちづくり「チーム 葦崎」を実現させるためにも、効率的な施設運営や事務執行により費用を節減し、低廉な使用料を追及することが重

要であります。

より市民満足度の高い行政サービスを、より低廉に提供するため、職員の意識改革を尚一層進め、継続的な事務事業の見直しに努めます。

9 使用料、手数料等の見直し周期

昨今の社会経済情勢の変化は著しく、市民から求められるサービス内容や経費の増加等を考慮しながら、受益者負担の公平性・公正性を確保するため、原則 4 年に一度、使用料、手数料等の見直しを実施します。